

府消委第14号
令和4年1月28日

内閣総理大臣

岸田 文雄 殿

消費者委員会

委員長 後藤 卷則

答 申 書

令和3年12月15日付消食表第508号をもって諮問のあった、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について、下記のとおり答申します。

記

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について、諮問された改正案（別添）のとおりとすることが適当とする。

なお、本委員会として、次のとおり附帯意見を付すものとする。

※別添の改正案は、消費者委員会ホームページに掲載
<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/>

【附帯意見】

高オレイン酸遺伝子組換え大豆及び従来育種による高オレイン酸大豆は、一般的に流通している大豆と比較して脂肪酸の組成が異なることから、消費者がそれを理解した上で選択できるように、一般的な大豆と比較してオレイン酸含有量が高い大豆を原材料としている旨について、栄養学的な観点での普及啓発を含めて任意で情報提供されるよう、事業者及び事業者団体に対して周知を行うべきである。